

## インターネットバンキング連携サービス利用規定

本規定は、株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）とインターネットバンキング連携サービス（第1条に定義されます。）を利用する個人または法人（以下、「お客さま」といいます。）との間で適用されるものです。

### 第1条 インターネットバンキング連携サービス

#### 1. インターネットバンキング連携サービスとは

お客さまは、当行が契約を締結した外部企業（以下「外部事業者」といいます。）との間で契約を締結することにより、外部事業者が提供するサービスを通じてごうぎんインターネットバンキング、ごうぎんインターネットバンキング Lite 版、またはごうぎんビジネスインターネットバンキングで提供する機能を利用できるサービス（以下「インターネットバンキング連携サービス」といいます。）を利用することができます。

#### 2. 外部事業者との契約

お客さまがインターネットバンキング連携サービスを利用するにあたり、外部事業者と契約することが必要となります。外部事業者との契約はお客さまご自身の責任において行うものとします。

#### 3. 各規定の適用

(1) インターネットバンキング連携サービスを利用した当行のサービスには、当行が定めるごうぎんインターネットバンキング利用規定、ごうぎんインターネットバンキング Lite 版利用規定、またはごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定を適用します。

(2) 前項の各規定に定めがない事項については、当行が定める普通預金規定その他の関連諸規定を適用し、または準用するものとします。

(3) 本規定と前二号の諸規定との間に齟齬がある場合には、本規定が優先されるものとします。

### 第2条 利用手数料

インターネットバンキング連携サービスの利用にあたっては、当行が別途定める場合を除き、利用手数料は発生しません。

### 第3条 インターネットバンキング連携サービスの利用

#### 1. インターネットバンキング連携サービスの利用開始

インターネットバンキング連携サービスの利用開始にあたっては、一定期間ごとに外部事業者が提供するサービス経由でごうぎんインターネットバンキング利用規定、ごうぎんインターネットバンキング Lite 版利用規定、またはごうぎんビジネスインターネットバンキング利用規定に定める本人確認を

受け、外部事業者ごとに利用登録を行う必要があります。

## 2. 本人確認

(1) 前項の利用登録完了後は、外部事業者が提供するサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を外部事業者と連携することについて、お客さまの指示があったものとみなします。

(2) 本人確認を行ったうえで取引をした場合、外部事業者が提供するサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとします。

## 3. 認証情報の管理

外部事業者が提供するサービスの利用に必要となる ID・パスワードその他の認証情報がある場合、当該認証情報はお客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

## 4. セキュリティ

お客さまは、外部事業者が提供するサービス経由でインターネットバンキング連携サービスをご利用いただく場合、当該外部事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

## 第4条 インターネットバンキング連携サービスの変更・取止め申し込み

外部連携サービスの変更・取り止めに希望するお客さまは、外部事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。

## 第5条 提供情報

インターネットバンキング連携サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものととは限りません。

## 第6条 免責事項

1. 当行は、インターネットバンキング連携サービスに関し、外部事業者が提供するサービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、外部事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
2. インターネットバンキング連携サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じ、そのためにお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 外部事業者の提供するサービスについては、外部事業者がお客さまとの間で締結した当該サービス

に関する利用規約に従い、外部事業者が責任を負います。当行は、あらかじめ定めた当行と外部事業者との間の責任分担の規定に従い外部事業者から求償を受ける場合を除き、当行は責任を負いません。

4. 第3条第2項、第4条、第7条、第8条、第9条に定める事項に起因してお客様に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### 第7条 サービスの休止

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、インターネットバンキング連携サービスに関する技術上の理由、その他当行が必要と認める事由がある場合は、お客さまに事前に通知することなく、インターネットバンキング連携サービスを一時的に制限、または休止することができるものとしします。

#### 第8条 サービスの廃止

当行は、インターネットバンキング連携サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止する場合があります。

#### 第9条 サービス内容または規定の変更

当行は、インターネットバンキング連携サービスまたは本規定の内容を変更する場合、当行のホームページに表示し、変更日以降は変更後の規定により取り扱うものとしします。

以上

(2020年5月14日現在)